

令和5年度 私たちの約束

長崎市立梅香崎中学校 生徒会

—自ら考え自ら動く梅香崎中学校の生徒となるために—

校訓：「自主」・「協同」・「創造」

※この約束は、私たち生徒会で検討し、先生方から改定項目の承認を得て更新したものです。

I 校内生活

容姿や服装については、「公の場にふさわしいかどうか」を一つの規準として判断しましょう。私たち中学生にとっての「公の場」とは、冠婚葬祭の場がそれにあたります。特に、お通夜や告別式の際に、参列される方々を不快にさせない容姿や服装かどうかを考えてみましょう。

(1) 容 姿

- ① 学校生活や日常生活を送る上で、その場にふさわしい品位のある頭髪を心がける。
- ② 頭髪は次の規定による。
 - ・前髪は目に入らないようにする。
 - ・横や後ろの髪は、肩にかかるなど長い場合は、一つまたは二つにまとめる。髪のとめ方や結び方、ゴムやヘアピンの色や数は、特に規定しないが、学習や運動の妨げにならないためであるので、的確に判断すること。
 - ・整髪料は使用しない。髪を立ち上げたりしない。
 - ・髪を染めない。原則としてパーマは禁止である。
 - ・極端に左右非対称の髪形にしない。
- ③ 化粧やマニキュアをしない。汗拭きシートやリップクリームは無香料・無色のものは禁止しないが、カイロなどを含め、自分で持ち込んだもののゴミは、各自で持ち帰ること。
- ④ ピアス、ペンダント、ネックレスなど装飾品は身につけない。
- ⑤ 眉を細くしたり、加工したりしない。

(2) 服 装

- ① 標準服を着用する。

「制服は正装である」という視点に立ち、次のような点に気をつけて、着用する。

 - *すべてにきちんとボタンがついてること。
 - *ズボン丈はすそをかかとで踏まない長さであること。
 - *ズボンにはベルトをゆるく使い腰パンにして着用しないこと。
 - *スカート丈は、膝が隠れる程度の長さであること。
 - *移行期間は設けないので、天候や体調等に応じて、夏服、中間服、冬服のいずれかを着用すること。ただし、四季の変化に合わせた日本古来の習慣である「衣替え」を意識し、季節に応じた服装を心がけること。季節に合わない着用の状況が見られた場合は、登下校の際の服装を指定されることもある。
- ② カッターシャツを必ず着用する。季節や体調に応じて、長袖カッターシャツの第一ボタンは必ずしもしめなくてもよい。ただし、一番上に着用している制服の第一ボタン、ホックは、式典の際は必ずしめる。
- ③ 下着は必ず着用する。また、下着はその性質上外から見えないように着用することが基本であるが、見えることもあるので、派手ではない色柄のものを着用すること。

*部活の練習着や体操服は下着にはならないので標準服の下には着ないこと。

※令和5年9月1日 改定※

下線部が、今回、改定された箇所になります。よく読んで、確認してください。
また、わからないところや、解釈に迷うところは、先生に相談しましょう。

- ④ セーター、カーディガン、ベスト等の色は、黒・紺・茶など派手でないものとする。袖やすその長さは標準服の袖やすそから出さない。
部活練習用のトレーナーは着てはいけない。
- ⑤ 靴下は白・黒・紺を原則とし、派手でないワンポイントは可とする。ふくらはぎより下ぐらいの長さのスクールソックスであること。長めの靴下を折り曲げたり、ルーズに履いたりしてはいけない。また、ベリーショートソックスは禁止である。（くるぶしより2cm程度上まで上げる）
- ⑥ 校章や名札は、必ず規定の位置につける。名札は左胸に、名札のクリップやピンを使ってつける。また、名札は学校保管とし、登校したらつけ、下校時にはずして学級で指定されたところに保管する。
- ⑦ 上履きは、学校指定のもので、きれいにし、きちんとして履く。（必ず記名）
- ⑧ 下履きは、学校指定のもの、または、白か黒の単色（同色のライン入り等は可）の運動靴であること。また、靴の内側に必ず記名すること。
- ⑨ マフラー・手袋は厳寒の期間で、登下校時のみ使用できる。校内では着用しない。また、色、柄、長さは家庭の判断に任せるが、基本的には制服と同系色のものとする。派手なものや安全のため極端に長いマフラーは、避ける。
- ⑩ コートも同様に、自分で判断して、厳寒の期間に登下校時のみ着用する。校内では着用しない。柄は、無地で、色は黒・紺・グレーなど制服の色に準ずる。保管場所は、自分のカバンか補助バッグに小さくまとめて入れる形となるので、軽くて簡単に折りたためるものを着用する。長すぎるものや、フード付きは禁止する。

(3) 登校・下校・休み時間

- ① 8時校門通過、8時5分入室完了を目標とし、朝の準備が整った人から、8時25分まで朝の活動を行う。
- ② 学校より校外へ出る場合(通院など)は、必ず担任の先生の許可を得るようにする。
- ③ 登下校中はグラウンドを通らず、渡り廊下を通ること。
- ④ 登下校中に店に立ち寄ったり、買い食いをしたりすること等は禁止する。
- ⑤ 部活動の登下校の服装は、標準服か部活動で認められた服装とする。
- ⑥ 斜行エレベーターを利用する場合は、他の利用者の迷惑にならないようマナーを守る。
- ⑦ 登下校の際は交通ルールを必ず守る。また、校門側の歩道を必ず通ることとする。
- ⑧ 休み時間は、用便をすませ次の授業の準備をしておく。
- ⑨ 昼休みは、運動場を開放しているので、けががないように使う。
*校内では、走り回ったり、暴れたりしない。

(4) 学 習

- ① 始業2分前には授業の準備をして着席する。担当の先生が来てから1分間の黙想を行う。
- ② 学習中は、私語を慎み、勝手に座席を離れないようにする。
- ③ 忘れ物をしないように心がけ、学習用具の貸し借りはしない。

(5)所持品

- ① 自分の持ち物には、学年・組・氏名をはっきり書く。
- ② 必要のないお金は持ってこない。また生徒同士のお金の貸し借りはしない。
- ③ 納入金は登校後、教室に入る前に規定の箱に納める。
- ④ 学校に不必要なものや危険なものは持ってこないようにする。
(トランプなどの玩具類、カメラ、時計などの高価なもの、漫画、雑誌、ゲーム類、音楽プレイヤー、お菓子、ガム、ナイフ、はさみなど)
*日焼け止めは使用してもよいが、日焼け止めを塗る場合は、朝、自宅で塗ってくるか、昼休み、部活動前に更衣場所で塗るようにする。
- ⑤ 鞆や補助バッグにキーホルダーは、自分の物と判断するための目印として、1個までつけてもよい。鞆に落書きしたり、シールを貼ったりしない。
- ⑥ 学校生活では、鞆と補助バッグを使用する。ナイロンやビニール等の他の袋を使用しない。
- ⑦ 携帯電話の校内(敷地内)持ち込みは禁止。誤って持ち込んだ場合は、学校に預け、学校から保護者に直接返してもらう。
*土日の部活動時や所用で来校する際も、不要物は一切もってこない。

2 施設の使用

※ 各施設を利用するときには、担当の先生の許可を得て利用する。鍵を使用する際は、担当の先生の了解を得て、担当の先生の名の付いたプレートをかける。

※ エアコンは勝手に使用しない。使用する場合は、担当の先生の許可を得て使用し、学級委員、係の生徒のみが操作する。

(1)体育館

- ① 定められた時間以外には勝手に入らない。
- ② 入館は体育館シューズを使用する。(体育館シューズ入れを準備)

(2)保健室

- ① 具合が悪くなったときには、学級担任の先生か授業担当の先生に届けて指示を受ける。
- ② 用のある人以外は、出入りをしない。また、勝手に薬品類を取り出さない。

(3)パソコン室

- ① パソコンは担当の先生がいるときにだけ利用する。
- ② 印刷は許可を得てからする。
- ③ パソコンの設定を勝手に変更しない。
- ④ 退室するときには必ずパソコンの電源を消しておく。

(4)図書室

- ① 本を借りる時、返却する時は、係の生徒に本を渡し、学年・組・番号・名前を伝え、処理をしてもらう。
- ② 図書室で本を読むときには他の人に迷惑にならないよう静かに読む。
- ③ いったん読んだ本を本棚に返すときには元の場所に返す。
- ④ 本の返却期限を守る。

(5)教室

- ① 公共物であることや、自分の後に使う人のことを考え、机やイス、壁に落書きをしたり傷をつけたりしない。
- ② 掃除道具置き場やロッカーを大切に使う。
- ③ 黒板を大切に使う。生徒が背面黒板に記入する内容については、係からの連絡など必要事項のみとする。
- ④ 窓やドアの開閉を静かにする。

購買部の利用時間

- ・午前中の授業間（10分）
- ・昼休み（13：40～13：55） ※時程によって多少の変更があります。

3 校外生活

(1)外出について

- ① 行き先・帰宅時間などを必ず家の人に言ってから外出する。
- ② 校区外に行くときには、TPO（時間・場所・場合や機会）に合った服装を心がける。
- ③ 身分証明書は、必要なときに先生に申し出て発行してもらう。
- ④ 親戚以外の家には泊まらない。外泊する場合は保護者同伴とする。
生徒のみの外泊は固く禁止する。
- ⑤ 夏（3月～10月）は午後7時、冬（11月～2月）は午後6時までには帰宅する。帰宅時間を守る。
- ⑥ 生徒同士での出入りが禁止されているところには行かない。ゲームセンター・カラオケボックス・ボーリング場・喫茶店・ネットカフェなどには生徒同士での出入りは控える。また、大型商業施設のフードコート等に長時間利用しない。
- ⑦ 用事がないのに繁華街や人通りの少ない場所には立ち寄らない。
- ⑧ 公共施設を利用する場合はマナーを守る。

4 その他

- (1)欠席や遅刻をする場合は、8時10分までに保護者から学校に欠席連絡用アプリで連絡してもらう。生徒本人の連絡では届け出にならない。

伝統あるこの梅香崎中学校の生徒としての誇りと自覚を持ち、みんなでルールを守ることを心がけましょう。

「誰もいなければ廊下は走っていいだろう」、「ばれなければ買い食いをして大丈夫だろう」「不要物を持ってきても大丈夫だろう」、「知らなかったことにすればいいだろう」という「～だろう」という考え方をしているのは、取り返しのつかない失敗につながります。

「廊下を走ると誰かとぶつかるかもしれない」、「転倒したところに画びょうが落ちているかもしれない」、「もしかすると、誰かが見ていたかもしれない」「集合時間は7時半だと思っていたけれど、7時だったかもしれない」など、常に「～かもしれない」という考え方で慎重に生活すると不慮の事故や失敗は少なくなります。すべての梅中生が、安全に、快適に、安心して学校生活を送ることができるように自分たちで決めた「約束事」です。

自分勝手な解釈をして、ルールをねじ曲げたり、他人に不快な思いをさせたりしないように、しっかりとこの「私たちの約束」を胸に刻んで学校生活を送りましょう。

